**令和６年度**

**償却資産（固定資産税）申告の手引き**

**大井町**

**申告書の提出期限：令和６年１月３１日（水）**

○受付時間・・・８：３０～１７：１５（土日・祝日を除く）

○郵送により申告書を提出される方で、控え用に受付印を希望される場合は、複写した控と返信用封筒（返信先明記・切手貼付）を同封してください。大井町では本書の複写は行いません。

**申告書の提出・お問い合わせ先**

**大井町役場　税務課**

**〒258-0019　足柄上郡大井町金子１９９５番地**

**電話　0465-83-1311（代表）**

**0465-85-5008（直通）**

町税につきましては、平素から格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

　固定資産税には、土地及び家屋のほかに償却資産がありますが、このうち償却資産については、毎年1月1日現在、その資産が所在する市町村に所有者が申告することになっております。（地方税法第383条）

つきましては、本手引きをご参照のうえ、期間内にご提出くださいますようお願いいたします。

〔目 次〕

１　償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　償却資産の申告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

３　申告の方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

４　税額等の算出方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

５　非課税・課税標準の特例・減免等について・・・・・・・・・・・・・・・・・　 ８

６　国税との主な相違点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

７　申告内容の確認調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

８　過年度への遡及等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１

９　不申告又は虚偽の申告をした場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１

１０　一般方式による申告書等の記載方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２

**１　償却資産とは**

（１）償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形の資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課税されない者が所有するものも含みます。）をいいます。

例えば、会社や個人で事業を行っている者が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。ただし、自動車税及び軽自動車税の課税客体は除きます。（地方税法第341条第4号）。

（２）償却資産の種類と具体例

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 資産の種類 | | 主な償却資産の例示 | |
| １  構築物 | 構築物 | 土地に定着した土木設備 | 路面舗装、門・塀・緑化施設、看板（広告塔等）、ゴルフ練習場設備等 |
| 建物附属設備 | 建物附属設備 | 受変電設備、予備電源設備、その他の建築設備、内装・内部造作等  ※詳しくは３ページ |
| 建物の所有者と異なる者（テナント）が施工した設備 | 店内造作設備、照明設備、内装工事、給排水衛生設備、ガス設備等 |
| ２ 機械及び装置 | | 製造設備 | 電気機器製造設備、金属製品製造設備、食品製造設備等 |
| 工作機械 | 施盤、フライス盤、ボール盤等 |
| 搬送設備 | クレーン、コンベヤー等 |
| 土木建設機械 | 建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「0」「00～09」、「000～099」のもの）ブルドーザー、パワーショベル等 |
| その他の設備 | 印刷設備、建設工業設備、ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、自動車整備業用設備等 |
| ３ 船舶 | | ボート、釣舟、漁船、遊覧船等 | |
| ４ 航空機 | | ヘリコプター、グライダー、その他の航空機 | |
| ５ 車両及び  運搬具 | | 大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が、「9」、「90～99」、「900～999」のもの）、台車等  　※自動車税及び軽自動車税の課税対象となるものは該当しません。 | |
| ６ 工具・器具  及び備品 | | 工具 | 測定・検査工具、治具、取付工具、金型、木型、切削工具等 |
| 器具・備品 | パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セットなど |

（３）業種別の課税対象償却資産の例示

|  |  |
| --- | --- |
| 業種 | 主な資産の名称 |
| 共通 | パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等、LAN設備、看板（広告塔、袖看板、ネオンサイン）等 |
| ホテル・旅館業・入浴施設 | 客室設備（ベッド、家具、テレビ等）厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備等 |
| 料理・飲食店業 | テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等 |
| 不動産貸付業 | 受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装等 |
| 建設業 | ブルトーザー・パワーショベル・フォークリフト等の土木建設車両（自動車税及び軽自動車税の課税対象となるべきものを除く）、大型特殊自動車等 |
| 小売業 | 陳列棚、陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものも含む）等 |
| 理容・美容業 | 理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等 |
| 医（歯）業 | 医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）等 |
| クリーニング業 | 洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等 |
| 駐車場業 | 受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、舗装路面等 |
| ガソリン給油所 | 洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク、照明設備、  コンプレッサー、充電器等 |
| 娯楽業 | ゲーム機、両替機、玉貸機、カラオケ機器、ボーリング場用設備、パチンコ台、同取付台（島工事）等 |
| 売電業 | 太陽光発電設備、フェンス等 |
| 製造業 | 金属製品製造設備、食料品製造設備、施盤、ボール盤、梱包機等 |

（４）家屋との課税区分の例示（同一所有者の場合）

　家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

　ただし、家屋で課税される設備をテナントの方が取り付けて所有している場合は、「特定附帯設備」として償却資産となりますので、テナントの方が申告してください。

≪償却と家屋の区分表≫　　　　　　　　　　　　　※主な設備等の例示です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設備の種類 | 償却資産の申告対象 | 家屋で課税  （テナントは償却資産で課税） |
| 運搬設備 | 垂直搬送機、ベルトコンベヤー、  天井走行クレーン | エレベーター、エスカレーター  ダムウェーター |
| 火災報知設備 | 屋外の装置一式 | 屋内の装置一式 |
| ガス設備 | 特定の生産・業務用、屋外ガス設備 | 屋内ガス設備 |
| 給湯設備 | 局所式（電気温水器、湯沸器等） | 中央式（セントラル式）  局所式（ユニットバス用、床暖房用等） |
| 給排水設備 | 特定の生産・業務用  屋外給排水設備、井戸 | 屋内給排水設備、高架水槽、受水槽、ポンプ |
| 消火設備 | 屋外消火設備、消火器、避難器具 | 屋内消火設備、スプリンクラー |
| 照明設備 | ネオンサイン、スポットライト、投光器  屋外照明設備 | 屋内照明設備 |
| 厨房設備 | 飲食店、ホテル、社員食堂等の厨房設備 | キッチンユニット |
| 電灯配線設備 | 屋外電灯配線設備 | 屋内電灯配線設備 |
| 電話設備 | 電話機、交換機等 | 電話配線設備 |
| 動力配線設備 | 特定の生産・業務用 | 特定の生産・業務用以外 |
| 間仕切り | 可動性のあるもの | 可動性のないもの |
| 冷暖房設備 | 特定の生産・業務用  ルームエアコン（壁掛型） | ボイラー、冷凍機、附属設備  家屋と一体となったエアコン（埋込型） |
| その他 | 看板・広告塔、門・塀・緑化施設、路面舗装、駐輪設備、機械式駐車設備、LAN設備、受変電設備、予備電源設備、中央監視設備、ごみ処理設備、夜間金庫 | 自動ドア、避雷設備、テレビ共聴設備、セントラルバキュームクリーナー、床、壁、天井等仕上げ |

**２　償却資産の申告について**

（１）申告が必要な方

　　令和6年1月1日現在、償却資産を所有されている方です。

　　なお、次の方も申告が必要です。

　　　ア　償却資産を他に賃貸している方

　　　イ　所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方

　　　ウ　所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方

　　　エ　割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の

　方

　　　オ　償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方

　　　カ　内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

　　※償却資産を所有されていない方は「該当なし」として申告をお願いします。また、廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、申告をお願いします。

（２）リース資産について

　　ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が当該資産を申告する必要があります。

　　なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除かれます。

（３）申告の対象となる資産

　　令和6月1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

　　なお、次に掲げる資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

　　　ア　償却済資産（耐用年数が経過した資産）

　　　イ　建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産

　　　ウ　遊休又は未稼働の資産

　　　エ　改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います。）

　　　オ　福利厚生の用に供するもの

　　　カ　使用可能な期間が１年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの

　　　キ　租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

　　　　注：カ及びキについては、5ページ＜参考＞をご参照ください。

（４）申告の対象とならない資産

　　次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないため、申告の必要はありません。

　　　ア　自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの（例：小型フォークリフト等）

　　　イ　無形固定資産（例：アプリケーションソフトウエア、特許権、実用新案権等）

　　　ウ　繰延資産（例：創立費、開業費、開発費等）

　　　エ　平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、

　　　　・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）

　　　　・取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの

　　　オ　平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で取得価額が20万円未満のもの

　　　　注：アについて、農耕作業用トレーラは、道路運送車両法施行規則　別表第1大型特殊自動車の項第１号ロに掲げる「国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車」に指定されたことに伴い、これまで償却資産の対象となっていましたが、軽自動車税の課税対象となりました。

　　　　　注：エ及びオについては、本ページ＜参考＞をご参照ください。

＜参　考＞

少額の減価償却資産の取扱いについて

　地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、下記①～③に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

1. 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
2. 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
3. 地方税法施行令第49条ただし書による、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第

67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの

　　　ただし、下記④、⑤に記載する資産（③に該当するものを除く。）は、固定資産税（償却資産）の申告対象となりますのでご注意ください。

1. 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
2. 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 取得価額  償却方法 | 10万円未満 | 10万円以上  20万円未満 | 20万円以上  30万円未満 | 30万円以上 |
|  | 一時損金算入（\*1） | 申告対象外 | － | － | － |
|  | 3年一括償却（\*2） | 申告対象外 | | － | － |
|  | リース資産  （ファイナンス・リース） | 申告対象外 | | 申告対象  ※P4（1）参照 | |
|  | 中小企業特例（\*3） | 申告対象 | | | － |
|  | 個別減価償却（\*4） | 申告対象 | | | |

（\*１）法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

（\*２）法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

（\*３）中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から令和2年3月31日までに取得した資産です（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

（\*４）個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。（所得税法施行令第138条）

**３　申告の方法について**

（１）書類による申告書等の提出方法

「償却資産申告書」、「種類別明細書」等の所定の書類を、税務課の窓口又は郵送にて提出をお願いします。

**※郵送される方で控えの返送をご希望の場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、申告書類本書と控えの両方を同封くださるようお願いいたします。**

　＜申告方式＞

　　ア　一般方式

　　　　前年中に増加又は減少した資産を申告する方式で、評価額等の計算は、税務課で行います。

　　イ　電算処理方式

　　　　賦課期日（１月１日）現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算したうえで申告する方式です。

　　※いずれも、前年中に資産の増加及び減少がない場合や、廃業・移転・合併等で全ての

資産が減少した場合でも、申告書の提出が必要です。

（２）電子申告による申告データ等の提出方法

　　eLTAX（地方ポータルシステム）により、所定の手続きにしたがって、申告データを送信していただく方法です。送信された申告データは、ポータルセンタを通じて申告先（大井町税務課）に配信されます。

　　※電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得したうえでeLTAXのホームページから利用の届出を行う必要があります。

|  |
| --- |
| 申告データ等の作成に係る具体的な操作方法については、eLTAXホームページ  をご覧いただくか、eLTAXヘルプデスクにお問い合わせください。  **一般社団法人**　**地方税電子化協議会**  eLTAXホームページアドレス：<http://www.eltax.lta.go.jp/>  eLTAXヘルプデスク　電話：0570-081459（繋がらない場合は03-5521-0019）  　　　　〔9:00～17:00 受付（土・日・祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）〕 |

（３）提出書類

　　①今回初めて申告される方

　　　・該当する資産がある方　・・・　償却資産申告書、種類別明細書

　　　・該当資産なしの方　　　・・・　償却資産申告書

②前年に申告されている方

　　　・資産に増減があった方　・・・　償却資産申告書、種類別明細書

　　　・資産に増減がない方　　・・・　償却資産申告書

（４）事業の廃止等をされた方

　　令和6年1月1日現在、事業の廃止等（廃業、解散、休業、町外移転など）があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記入し申告してください。

　〔例：令和○○年○○月○○日廃業、解散など〕

（５）申告に際しての注意点

　　①賦課期日は令和6年1月1日ですので、前年決算期から令和6年1月1日までの間の資産の増減についても、漏れがないように申告してください。

　　②店舗設備を居抜きで購入した場合、資産を無償で譲り受けた場合等、取得価額が不明な資産は見積価額で申告してください。

　　③大井町内に複数の事業所のある方は、大井町内の事業所分をまとめて申告してください。

　　④正当な理由がなく申告されなかった場合、又は虚偽の申告をされた場合には、罰則の適用があるほか、延滞金を加算して不足税額を追徴させていただく場合があります。

|  |
| --- |
| **耐用年数省令の改正に係る申告の取扱い**  　平成20年度税制改正における「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（耐用年数省令）の一部改正により、耐用年数が大幅に変更されました。  　固定資産税（償却資産）においては、平成21年度から、改正後の耐用年数に基づき申告していただくことになります。評価額については資産の取得当初から耐用年数を修正する場合と異なり、平成21年度から改正後の耐用年数に応じた減価残存率を適用し、計算を行うこととなりますのでご注意ください。  　具体的な償却資産の耐用年数につきましては、国税庁のホームページ（耐用年数表）を参考にしてください。掲載のない資産については、最寄りの税務署にご相談ください。 |

**４　税額等の算出方法について**

（１）計算方法について

　　償却資産の評価額は、資産ごとの取得価額（初年度）又は前年度の価格（評価額）に耐用年数ごとの減価残存率をかけて算出します。

減価残存率表

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 耐用年数 | 減価率  （a） | 減価残存率 | | 耐用年数 | 減価率  (a) | 減価残存率 | | 耐用年数 | 減価率  (a) | 減価残存率 | |
| 前年中取　得 | 前年前取　得 | 前年中取　得 | 前年前取　得 | 前年中取　得 | 前年前取　得 |
| 1-a/2 | 1-a | 1-a/2 | 1-a | 1-a/2 | 1-a |
| 2 | 0.684 | 0.658 | 0.316 | 10 | 0.206 | 0.897 | 0.794 | 18 | 0.120 | 0.940 | 0.880 |
| 3 | 0.536 | 0.732 | 0.464 | 11 | 0.189 | 0.905 | 0.811 | 19 | 0.114 | 0.943 | 0.886 |
| 4 | 0.438 | 0.781 | 0.562 | 12 | 0.175 | 0.912 | 0.825 | 20 | 0.109 | 0.945 | 0.891 |
| 5 | 0.369 | 0.815 | 0.631 | 13 | 0.162 | 0.919 | 0.838 | 25 | 0.088 | 0.956 | 0.912 |
| 6 | 0.319 | 0.840 | 0.681 | 14 | 0.152 | 0.924 | 0.848 | 30 | 0.074 | 0.963 | 0.926 |
| 7 | 0.280 | 0.860 | 0.720 | 15 | 0.142 | 0.929 | 0.858 | 35 | 0.064 | 0.968 | 0.936 |
| 8 | 0.250 | 0.875 | 0.750 | 16 | 0.134 | 0.933 | 0.866 | 40 | 0.056 | 0.972 | 0.944 |
| 9 | 0.226 | 0.887 | 0.774 | 17 | 0.127 | 0.936 | 0.873 | 50 | 0.045 | 0.977 | 0.955 |

　以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5％になるまで償却します。算出額が取得価額の5％未満になる場合は、取得価額の5％相当額が評価額になります。

【計算例】

　取得価額：1,000,000円、取得年月：令和5年9月、耐用年数：3年の資産の場合

令和 6 年度＝1,000,000円×（前年中取得：0.732）＝732,000円

　　　令和 7 年度＝ 732,000円×（前年前取得：0.464）＝339,648円

　　　令和 8 年度＝　339,648円×0.464＝157,596円

　　　令和 9 年度＝　157,596円×0.464＝ 73,124円

　　　令和10年度＝ 73,124円×0.464＝ 33,929円　＜50,000円（※）

　※令和10年度で、算出額が取得価額の５％（50,000円）より小さくなりますので、

　　令和10年度以降は50,000円が価額（評価額）となります。

（２）課税標準額

　　各資産の評価額の合計額を決定価格とし、課税標準の特例の適用資産があれば特例率を乗じて軽減した評価額が、課税標準額となります。

（３）税額

税額は課税標準額の1.4％です。たとえば課税標準額が150万円の場合、税額は2万1千円です。**課税標準額が150万円未満の場合は免税になります。この場合でも申告書は提出してください。**

（４）納期

　　第1期・・・5月　　第2期・・・7月　　第3期・・・12月　　第4期・・・2月

（５）過年度課税

申告漏れがあった場合は、地方税法第17条の5第5項及び同法第383条の規定により、申告した年度分だけでなく、資産を取得した翌年度までの一定期間遡及して課税します。

また、過年度分の納付にあたっては、納期限までに一括で納付していただくことになります。

**５　非課税・課税標準の特例・減免等について**

（１）非課税となる償却資産

　　地方税法第348条（第2，4，5，6，8，9項）、同法附則第14条（第1～2項）に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。

　　該当する資産を所有されている方は、非課税内容に係る資料をご提出ください。

（２）課税標準の特例が適用される償却資産

　　地方税法第349条の3、同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

　　課税標準の特例が適用される資産を申告される方は、償却資産申告書に添付書類を添え、種類別明細書の摘要欄にその適用条項及び「特例資産」と記載して提出してください。

特例が適用される資産の例（一部抜粋）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 適用条項 | | 資産の種類 | | 特例率 | 適用  期間 | 添付書類　など |
| 地方税法第349条の3 | 第2項 | ガス事業用資産 | | 1／3 | 最初の5年間 | ガス事業法による許可書の写し　など |
| 2／3 | その後5年間 |
| 地方税法附則第15条 | 第2項第1号 | 水質汚濁防止法に規定する汚水または廃液の処理施設 | | 1／2 | 期限なし | 特定施設設置（使用、変更）届出書の写し、仕様書など |
| 第2項第5号 | 下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設 | | 4／5 | 期限なし | 除害施設新設など届出書の写し、仕様書など |
| 第25項第1号イ | 再生可能エネルギー発電設備 | 1,000kw  未満 | 2／3 | 3年間 | 再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けたことがわかる書類（補助金交付決定通知書・発電出力容量等）など |
| 第25項第2号イ | 再生可能エネルギー発電設備 | 1,000kw  以上 | 3／4 | 3年間 |
| 第45項 | 中小事業者などが認定先端設備など導入計画に従って取得した一定の条件を満たす機械及び装置、測定工具及び検査工具、器具及び備品並びに建物附属設備  ※事業の用に供されたことがな  　いもの  ※取得価額の要件  　機械及び装置（1台）  　　　160万円以上のもの  　測定工具及び検査工具（1台）  　　　30万円以上のもの  　器具及び備品（1台）  　　　30万円以上のもの  　建物附属設備（1つの設備）  　　　60万円以上のもの | | 賃上げ  表明なし  1／2 | 賃上げ  表明なし  ３年間  　R5.4.1～  R7.3.31 | ・先端設備等導入計画に係る認定申請書類及び認定書の写し（地域振興課が発行）  ・工業会などによる先端設備などに係る投資計画に関する確認書の写し  ・賃上げ表明をしている場合、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し  ・リース資産については、併せてリース契約書の写し、固定資産税軽減計算書の写し |
| 賃上げ  表明あり  1／3 | 賃上げ  表明あり  R5.4.1～R6.3.31  の取得は５年度分  R6.4.1～  R7.3.31  の取得は４年度分 |
| 旧地方税法附則  第64条 | | 中小企業が生産性向上特別措置法における先端設備導入計画に基づき新規取得した先端設備等に該当する償却資産及び事業用家屋等 | | ゼロ | 3年間  H30.6.6～  R5.5.31まで  に取得したものに限る  ※事業用家屋、構築物はR2.4.30～R5.3.31まで | 先端設備等導入計画認定書の写しなど |

（３）固定資産税の減免が適用される償却資産

　　地方税法第367条の規定に基づき、大井町町税条例第25条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、所有されている方の申請があった場合に限り、固定資産税の全部又は一部が免除されます（申請時期により、免除される税額が変わる場合があります。）。

　　該当する償却資産を所有されている方は、「町税減免納期限延長申請書」をご請求のうえ必要事項を記入し、減免内容に係る資料とともにご提出ください。

（４）耐用年数の短縮等を適用した償却資産

　　前年中に、法人税法又は所得税法の規定による耐用年数の短縮、増加償却を適用した償却資産又は耐用年数の確認を受けた償却資産がある場合は、承認通知書若しくは届出書の写しとともにご提出ください。

　　なお、圧縮記帳や租税特別措置法等に規定する特別償却・割増償却等は、固定資産税では認められておりませんのでご留意ください。

　　注意　電子申告により申告データを送信される場合も添付書類についてはご提出が必要となります。

**６　国税との主な相違点**

国税（法人税・所得税）の取扱いと地方税（固定資産税（償却資産））の取扱いとの主な違いは次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項目** | **国税の取扱い**  **（法人税・所得税）** | **地方税の取扱い**  **（固定資産税（償却資産）の評価額）** |
| **償却計算の基準日** | 事業年度（決算期） | 賦課期日（1月1日） |
| **減価償却の方法** | 【平成19年3月31日以前取得】  旧定率法、旧定額法等の選択制度  （建物については旧定額法）  【平成19年4月1日  　～平成28年3月31日取得】  定率法、定額法等の選択制度  （建物及び構築物・建物付属設備については定額法） | 原則として、「固定資産評価基準」＊に定める原価率によります。  （7ページ〈減価残存率〉をご参照ください。） |
| **前年中の新規取得資産** | 月割償却 | 半年償却 |
| **圧縮記帳** | 認めている | 認めていない |
| **特別償却・割増償却**  **・即時償却**  **（租税特別措置法）** | 認めている | 認めていない |
| **評価額の最低限度額** | 備忘価額（１円）まで | 取得価額の100分の5 |
| **中小企業者等の少額資産の損金算入の特例**  **（租税特別措置法）** | 認めている | 金額にかかわらず、認められない |

　＊「固定資産評価基準」とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

**７　申告内容の確認調査**

（１）実地調査のお願い

　　申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条の2及び第408条の規定により、電話での問い合わせや実地調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いいたします。

　　なお、検査拒否にあたる場合は、地方税法第354条の規定により、罰金を科されることがあります。

　　また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

　　上記の調査に伴い、資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがありますので、ご了承ください。

（２）所得税又は法人税に関する書類についての閲覧

　　大井町では、地方税法354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。閲覧した書類の内容と、大井町への償却資産の申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

　なお、調査結果により賦課決定を行う場合もありますので、ご了承ください。

**８　過年度への遡及等**

　　調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで、地方税法第17条の5第5項の規定により、5年度分遡及することとなります。

**９　不申告又は虚偽の申告をした場合**

　正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条により、過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。

　　また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、罰金を科されることがあります。











